

国債の繰上償還可能性についての券面記載事項に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年四月二十一日

大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭 殿



## 国債の繰上償還可能性についての券面記載事項に関する質問主意書

国債の繰上償還可能性についての券面記載事項に関して、以下の質問をする。

一 券面に、「繰上償還を行うことがありうる」と記載された国債の銘柄を、償還期限と発行残高毎に示されたい。また、それぞれの銘柄における平成二十七年三月末の時価合計と額面金額合計についても、併せて示されたい。

二 財務省のホームページには、「平成十年十二月以前に発行された国債については、券面に、繰上償還を行うことがありうる」との記載がありますが、これについても、実際に繰上償還を行うことはありませぬ。」と記載されている。この点につき、実際に繰上償還を行わないとしている根拠を示されたい。

三 前記二に関して、国債の券面記載事項と実際の運用が異なることは、国債市場の透明性を損ない、それにより発行体である国すなわち国民全体の得べかりし利益を損なうという意見もあるが、この点に関する政府の見解を示されたい。

四 前記二に関して、ホームページ記載のとおり実際に繰上償還を行わないことを表明するのであれば、国内外の投資家に公示するのみならず、券面記載事項の変更等の手段が適切と考えるが、政府の見解を示さ

れたい。

右質問する。